



開示請求書・地位承継

宛先: tounou-chisan

2020/02/25 09:02

■無害化サービスからのお知らせ■

以下のファイルは、無害化処理により無害化されました。

- 東部農林承継理由.pdf
- 東部農林承継届出書.pdf
- 東部農林承継委任状.pdf
- 東部農林公文書開示請求書.pdf → 確認済

お世話になります。

公文書開示請求書・地位の承継等の書類、確認願います。

よろしくお願いいたします。

山田課長	山田課長	林業課長	課	員	担当者	2年2月26日
[Redacted]						

熱海市伊豆山(二軒)の林業関係(体名屋敷)の承継手続に
 ついて、承継人のコトサワの「委任状」及び「承継届(簿)」
 の確認書類が揃ったので、別紙のとおり回答します。
 (手印が必要書類のみ)



[東部農林承継委任状.pdf](#)
[東部農林承継理由.pdf](#)
[東部農林承継届出書.pdf](#)
[東部農林公文書開示請求書.pdf](#)



(案)-1

お赤字の修正依頼です

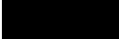
委任状

私は今般



を代理人と定め林地開発の地位の承継に関する手続一切の件
を委任する。^③ 下等土地における

1 開発行為にかかる森林の所在場所

熱海市伊豆山字嶽ヶ  外1筆

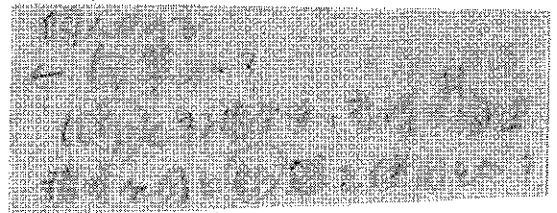
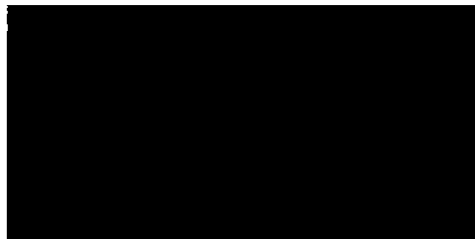
1 開発行為にかかる森林の面積

1.9384ha

令和 年 月 日

住所

氏名



(案) - 2

修正事項

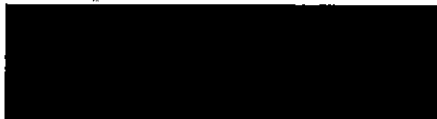
様式第13号 (第9条関係) (用紙 日本工業規格A4縦型)
(一部改正 [平成17年規則 5号])

林地開発行為地位承継届

年 月 日

静岡県知事 川勝平太 様

住所
氏名



印

次のとおり開発行為に係る事業者の地位を承継したので、森林法施行細則第9条の規定により届け出ます。

許可年月日及び番号	平成 20年 7月 8日 東農治第 87号
開発行為に係る森林の所在場所	熱海市伊豆山宇嶽ヶ [redacted] 外1筆
開発行為に係る森林の土地の面積	1.9384ha.
開発行為の目的	住宅団地の造成
開発行為の着手年月日	平成 20年 7月 8日
開発行為の完了予定年月日	平成 21年 10月 23日
承継年月日	令和 2年 1月 10日 必 承継書の別紙
被承継人	住所 氏名 [redacted]
承継の理由	別紙のとおり

(旧商号)

(注)

次に掲げる書類を添付してください。

- (1) 承継した者が法人である場合にあつては当該法人の登記事項証明書、法人でない団体である場合にあつては代表者の氏名並びに規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類
- (2) 当該開発行為を行う権原を取得したことを証する書類

2020年10月10日
静岡県知事 川勝平太 様
静岡県熱海市伊豆山宇嶽ヶ [redacted] 外1筆
1.9384ha. 住宅団地の造成